

神交対協第28号
令和4年7月6日

神奈川県交通安全対策協議会委員 殿

神奈川県交通安全対策協議会
会長 黒岩 祐治

神奈川県交通死亡事故多発警報制度の開始について（通知）

日頃から交通安全対策の推進と円滑な交通の確保のため、御支援、御協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。また、県政全般にわたり御理解とお力添えをいただいている
ことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、戦後、我が国では、自動車交通が急成長期に入った昭和30年代から交通事故
死者数が激増し、県内では昭和45年に交通事故死者数803人を記録するとともに、昭
和後期から平成初期にかけて、全国的に交通事故死者数が増加する中、県内でも平成
元年に565人を記録しました。

令和に入り県内の交通事故死者数は、140人前後まで減少していますが、昨年は、交
通事故死者数全国ワースト1位という結果になりました。

神奈川県交通安全対策協議会では、各季の交通安全運動や交通事故防止強化月間を
設定し、第11次神奈川県交通安全計画における年間の24時間死者数を130人以下と
する目標の達成に向けて、様々な取組を推進しているところですが、この度、交通安
全部会において、交通死亡事故抑止対策の強化に向けた取組を協議し、新たに、交通
事故死者数の更なる減少を目指して、令和4年7月11日から「神奈川県交通死亡事故
多発警報制度」を開始することとしました。

本警報制度は、交通死亡事故が多発する兆候を捉え、県警察、市町村及び交通関係
団体の皆様と共に県民への注意喚起を強化する機動的な取組みとしております。

委員の皆様におかれましては、本警報制度の趣旨を御理解の上、920万人を超える神
奈川県民を悲惨な交通事故から守るため、そして交通事故死者数が激増した歴史を繰
り返さないために、引き続き御支援、御協力を賜りたいと思いますので、何卒宜しく
お願ひ致します。

なお、本警報制度については、本日付けで県政記者クラブに別添の内容で記者発表
させていただきましたことを申し添えます。

問合せ先
神奈川県交通安全対策協議会事務局
(神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課企画グループ)
主幹 伊藤 稔
電話 045-210-1111 (内線3552)

令和4年7月6日
記者発表資料

交通死亡事故多発警報制度を新設します

県内において交通死亡事故の発生が一定期間に集中した場合、関係機関・団体との交通死亡事故抑止対策を機動的に推進することで、県民への一層の注意喚起と交通安全意識の高揚を図るため、「神奈川県交通死亡事故多発警報」制度を新設し、令和4年7月11日から運用を開始します。

1 制定に至る背景

昨年、県内の交通事故死者数は前年から2人増の142人となり、全国ワースト1位となりました。交通事故のない安全で安心して暮らせる社会を目指す第11次神奈川県交通安全計画に掲げる目標の達成に向けて、機動的な制度の必要性を検討した結果、本制度の新設に至りました。

(注記) 第11次神奈川県交通安全計画とは

交通安全対策基本法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組む施策の大綱を定めたもの。目標として、「年間の24時間死者数を130人以下」を掲げている。

2 名称

神奈川県交通死亡事故多発警報

3 開始日

令和4年7月11日(月曜日) (注記) 令和4年度夏の交通事故防止運動(7月20日まで)の初日

4 警報の発表基準

県内の交通事故が、次のいずれかの要件に該当するとき。

- (1) 7日間で7件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) その他、交通事故情勢を勘案し、神奈川県交通安全対策協議会交通安全部会長が発表する必要があると認めたとき。

5 警報発表期間中の主な推進事項

県、県警察、市町村、教育委員会、道路管理者及び交通関係団体が連携協力しながら、次の取組みを実施する。

- (1) 記者発表(県)
- (2) 交通事故実態にあつた交通事故防止対策の強化(県警察)
- (3) ホームページ、SNS並びにイベント等を活用した広報(共通)
- (4) PTA会議などにおける広報啓発の要請(教育委員会)
- (5) 各地区(事業所)への交通安全活動の強化要請(交通関係団体)

問合せ先

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

課長 本田 電話 045-210-3550

企画グループ 伊藤 電話 045-210-3552